

固定金利

独立行政法人福祉医療機構（代理貸付）主要貸付利率表

貸付けの対象となる条件や借入申込手続き等の詳細については、担当窓口までお問合わせください。

令和3年5月6日改定

【設置・整備資金】

施設・事業の種類	10年以内	10年超 11年以内	11年超 12年以内	12年超 13年以内	13年超 14年以内	14年超 15年以内	15年超 16年以内	16年超 17年以内	17年超 18年以内	18年超 19年以内	19年超 20年以内	20年超 21年以内	21年超 22年以内	22年超 23年以内	23年超 24年以内	24年超 25年以内	25年超 26年以内	26年超 27年以内	27年超 28年以内	28年超 29年以内	29年超 30年以内	
	福祉貸付 在宅サービス事業 営利法人等が行う・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・小規模多機能型居宅介護事業 ・複合型サービス福祉事業	0.720%	0.740%	0.750%	0.770%	0.790%	0.900%	0.900%	0.900%	0.900%	0.900%	1.000%										
医療貸付 病院	新築資金・甲種増改築資金	0.220%	0.240%	0.250%	0.270%	0.290%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.600%	0.600%	0.600%	0.600%	0.600%	
	乙種増改築資金(※)	0.720%	0.740%	0.750%	0.770%	0.790%	0.900%	0.900%	0.900%	0.900%	1.000%	1.000%	1.000%	1.000%	1.000%	1.100%	1.100%	1.100%	1.100%	1.100%	1.100%	
	診療所	新築資金・甲種増改築資金	0.220%	0.240%	0.250%	0.270%	0.290%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.400%	0.500%									
		乙種増改築資金(※)	0.720%	0.740%	0.750%	0.770%	0.790%	0.900%	0.900%	0.900%	0.900%	1.000%										
	助産所・医療従事者養成施設	0.720%	0.740%	0.750%	0.770%	0.790%	0.900%	0.900%	0.900%	0.900%	0.900%	1.000%										
指定訪問看護事業	7年以内	0.720%																				

※…次の整備事業等に係る乙種増改築資金の貸付利率は、新築資金・甲種増改築資金の利率を適用します。

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく診療所の増改築 ・都道府県知事が認める増改築（減床する場合に限る）
- ・地域医療構想に基づく病院の増改築 ・看護師宿舎・保育施設の整備を行う病院

【経営資金】…福祉貸付

在宅サービス事業等	5年以内	0.802%
-----------	------	--------

【機械購入資金】…医療貸付

病院・助産所以外の施設であって新設に伴い必要なもの等	5年以内	1.002%
----------------------------	------	--------

【長期運転資金】…医療貸付

病院・助産所以外の施設であって新設に伴い必要なもの等	3年以内	0.802%
----------------------------	------	--------

(注) 福祉貸付において、保証人不要制度を利用する場合の貸付利率は 「上記利率+0.050%」 となります。

(注) 医療貸付において、保証人不要制度を利用する場合の貸付利率は 「上記利率+0.150%」 となります。

【備考】（利率の適用にあたっての詳細は、担当窓口までお問合わせください）

- 1) 都市部における社会福祉施設等の整備事業(国有地等の借地を利用した社会福祉施設等の高度化事業を含む)に該当する場合、償還期間20年超30年以内を選択できます。
- 2) 建物賃借に要する資金のうち権利金に係るものについては別途お問い合わせください。
- 3) 次の整備事業に係る貸付利率については、一部優遇措置がありますのでお問合わせください。
 - ・社会福祉施設等の耐震化整備 ・都市部における借地を利用した介護施設の整備（定期借地権を設定する場合の一時金）

10年経過毎金利見直し(当初10年)

独立行政法人福祉医療機構（代理貸付）主要貸付利率表

貸付けの対象となる条件や借入申込手続き等の詳細については、担当窓口までお問い合わせください。

令和3年5月6日改定

【設置・整備資金】

施設・事業の種類	10年以内	10年超	11年超	12年超	13年超	14年超	15年超	16年超	17年超	18年超	19年超	20年超	21年超	22年超	23年超	24年超	25年超	26年超	27年超	28年超	29年超		
		11年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	19年以内	20年以内	21年以内	22年以内	23年以内	24年以内	25年以内	26年以内	27年以内	28年以内	29年以内	30年以内		
福祉貸付	在宅サービス事業																						
	営利法人等が行う																						
	・老人デイサービスセンター	0.730%	0.740%	0.740%	0.740%	0.750%	0.750%	0.750%	0.750%	0.750%	0.760%												
	・老人短期入所施設																						
	・認知症対応型老人共同生活援助事業																						
医療貸付	病院	新築資金・甲種増改築資金	0.230%	0.240%	0.240%	0.240%	0.250%	0.250%	0.250%	0.250%	0.250%	0.260%	0.260%	0.260%	0.260%	0.260%	0.260%	0.260%	0.260%	0.260%	0.260%	0.260%	0.260%
		乙種増改築資金(※)	0.730%	0.740%	0.740%	0.740%	0.750%	0.750%	0.750%	0.750%	0.750%	0.760%	0.760%	0.760%	0.760%	0.760%	0.760%	0.760%	0.760%	0.760%	0.760%	0.760%	0.760%
	診療所	新築資金・甲種増改築資金	0.230%	0.240%	0.240%	0.240%	0.250%	0.250%	0.250%	0.250%	0.250%	0.260%											
		乙種増改築資金(※)	0.730%	0.740%	0.740%	0.740%	0.750%	0.750%	0.750%	0.750%	0.750%	0.760%											
	助産所・医療従事者養成施設		0.730%	0.740%	0.740%	0.740%	0.750%	0.750%	0.750%	0.750%	0.750%	0.760%											

※…次の整備事業等に係る乙種増改築資金の貸付利率は、新築資金・甲種増改築資金の利率を適用します。

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく診療所の増改築 ・都道府県知事が認める増改築（減床する場合に限る）
- ・地域医療構想に基づく病院の増改築 ・看護師宿舎・保育施設の整備を行う病院

(注) 福祉貸付において、保証人不要制度を利用する場合の貸付利率は 「上記利率+0.050%」 となります。

(注) 医療貸付において、保証人不要制度を利用する場合の貸付利率は 「上記利率+0.150%」 となります。

【備考】（利率の適用にあたっての詳細は、担当窓口までお問い合わせください）

- 1) 都市部における社会福祉施設等の整備事業(国有地等の借地を利用した社会福祉施設等の高度化事業を含む)に該当する場合、償還期間20年超30年以内を選択できます。
- 2) 建物賃借に要する資金のうち権利金に係るものについては別途お問い合わせください。
- 3) 次の整備事業に係る貸付利率については、一部優遇措置がありますのでお問い合わせください。
 - ・社会福祉施設等の耐震化整備 ・都市部における借地を利用した介護施設の整備（定期借地権を設定する場合の一時金）